

# 2023年度 社会福祉士実習指導者講習会 開催要項（近畿版）

主催：（公社）大阪社会福祉士会 （一社）兵庫県社会福祉士会 （一社）京都社会福祉士会  
 （公社）滋賀県社会福祉士会 （一社）奈良県社会福祉士会 （一社）和歌山県社会福祉士会  
 後援：（公社）日本社会福祉士会 日本社会福祉士会近畿ブロック （一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟

## 1. 開催の趣旨

相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。近畿圏内では、下記の日程、場所で2023年度社会福祉士実習指導者講習会を開催します。本講習会は実習指者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。

## 2. 開催日、会場、定員、問い合わせ先

士会	会場	定員	開催日	受付期間	申込・問い合わせ先
京都	同志社大学（今出川キャンパス 良心館）（予定） 京都市上京区新町通今出川通り 烏丸東入（地下鉄烏丸線今出川駅北改札口徒歩1分）	各60名	2023年 ①7月15日 - 16日（土日） ②12月16日 - 17日（土日）（予定）	①3月10日（金） ～4月28日（金） ②8月1日（火）～9月18日（月）	一般社団法人 京都社会福祉士会 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階 TEL 075-585-5430 FAX 075-585-5431
滋賀	滋賀県立県民交流センター 大津市におの浜1-1-20（京阪電車石場駅より徒歩5分 JR膳所駅より徒歩12分）	30名	1日目 8月26日（土） 2日目 9月2日（土）	7月10日（月） ～ 7月31日（月）	公益社団法人 滋賀県社会福祉士会 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 長寿社会福祉センター1階 TEL 077-561-3811 FAX 077-561-3835
大阪	1日目：オンライン開催 2日目：大阪府社会福祉会館 （谷町線・長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅下車 ④番出口から400m）	108名	1日目 10月21日（土） 2日目 11月4日（土）	7月1日（土） ～ 8月18日（金）	公益社団法人 大阪社会福祉士会 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内1階 TEL 06-4304-2772 FAX 06-4304-2773
兵庫	1日目：オンライン開催 2日目：兵庫県福祉センター 神戸市中央区坂口通2-1-1（JR灘駅・阪急王子公園駅下車徒歩8分） *2日目は「2日程」のどちらかを選ぶ（受講決定後に調整）	100名	1日目 11月11日（土） 2日目 11月12日（日） もしくは 12月10日（日）	7月3日（月） ～ 9月29日（金）	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター3階 TEL 078-265-1330 FAX 078-265-1340

奈良	奈良県社会福祉総合福祉センター 奈良県橿原市大久保町 320 番 11 (近鉄 畷傍御陵前駅下車すぐ)	30 名	12月9日 - 10日 (土日)	7月24日(月) ～ 9月15日(金)	一般社団法人 奈良県社会福祉士会 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター5階 TEL 0744-48-0722 FAX 0744-48-0723
和歌山	和歌山県民文化会館 1階 101 会議室 和歌山市小松原通 1 丁目 1 番地 (南海「和歌山市駅」より徒歩 20 分) ※10 名以上の受講申し込みがある場合、開催予定	15 名	2024 年 2 月 17- 18 日 (土日)	11月1日(水) ～ 2024 年 1月31日(水)	一般社団法人 和歌山県社会福祉士会 和歌山市手平 2 丁目 1-2 和歌山ビッグ愛 6 階 TEL/ FAX 073-499-4529

### 3. 申込方法

- 「2023 年度社会福祉士実習指導者講習会 受講申込書」に必要事項を記載の上、受講を希望する会場の社会福祉士会に、FAX 又は郵便でお申込みください (郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください)。受付期間終了をもって締め切らせていただきます。会場ごとに申込先 FAX 番号が違いますので、ご注意下さい。
- お申込みをいただきますと、受講資格を確認後あらためて各社会福祉士会から、受講費用振込方法、会場等、詳細についてご案内します (ご案内がない場合は、申込みをした社会福祉士会にお問い合わせください)
- 受講費は事前振込になります (振込手数料は各自ご負担ください)

※記入事項に間違いや記入漏れがないことをご確認ください。また、楷書ではっきりとご記入ください。添付漏れ等  
受講申込書の記載・添付書類に不備があった場合は、お申込みを受け付けできません。

※ 受講申込書の [申込者氏名・生年月日・自宅住所] は修了証に記載される事項であり、厚生労働省より指定されています。

※受講資格 (社会福祉士) を確認しますので非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。

### 4. 受講対象者 (社会福祉士) ・資格及び優先順位：受講の決定は先着順ではありません。

但し、申込み多数の場合、原則、会員を優先し、①申込書に所属長印もしくは公印があるもの (三文判不可)、②実習指導との関わり、③社会福祉士資格取得年 (長い方を優先) 等を考慮し受講者を選考します。

### 5. 受講の可否及び決定

- 受講の可否の連絡は各会場の申込み締め切り後、2 週間程度かかります。
- 受講費の振込をもって正式な受講の受付とします。受講の決定は振込が確認された順となります。
- 宿泊、昼食の手配は、各自でお願いします。

### 6. 受講のキャンセル・会場変更

- 受講料振込後は原則として受講料の返金はできません。詳細は各会場からの受講案内にてご確認ください。
- 初めに申込みをした会場から別の会場への受講会場の変更はできません。

### 7. 受講費 会員 10,000 円 非会員 20,000 円 ※社会福祉士会へ入会手続き中の方は、会員扱いとなります。

### 8. 研修テキスト

『新版 社会福祉士実習指導テキスト』 (中央法規出版、2022 年、定価税別 2,800 円) を研修テキストとして位置づけています。受講費にテキスト代は含まれていません。購入方法については受講決定時にご案内します。

## 9. 基本プログラム

### ◆ 1日目

09:30～09:45	オリエンテーション
09:45～11:45	実習指導概論（講義2時間）
11:45～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論（講義2時間）
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論（講義3時間）

### ◆ 2日目

9:00～11:00	実習スーパービジョン論 （講義2時間）
11:00～17:00	実習スーパービジョン論 （演習5時間） ※途中に昼食・休憩（1時間）
17:00～17:15	閉講式／修了証書授与

※会場によっては開始時間等に若干の違いがある場合がございます。受講決定後の案内にて、各自詳細をご確認ください。

## 10. 修了の認定

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。1科目でも遅刻・早退がある場合は修了とはなりませんので十分ご注意ください。
- ②研修修了者には、修了証を発行します。実習指導者になるためには当修了証が必要となります。  
※本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分ご注意ください。

## 11. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

講習会会場及び講習会参加に際しての、新型コロナウイルス感染予防対策については、開催の社会福祉士会からの案内等に掲載しております。ご不明な点は、開催の社会福祉士会までお問合せください。

## 12. 備考

受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込みください。

### 【注意】

※研修単位について：本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定されています。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I                      単位数：1単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、新生涯研修制度では「制度研修の1単位」になります。なお、2016年度にて旧生涯研修制度を活用での「共通研修課程の自己研修の10単位」は終了しています。

### 【参考】

社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。

第四条八号：実習施設等におけるソーシャルワーク実習（市町村においてソーシャルワーク実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（実習指導者に関する経過措置）

附則第五条2：相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十一日までの間において第四条第一項第八号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。